

# 風俗営業の欠格事由に該当する密接な関係を有する法人とは？

許可を受けようとする者（法人のみ）と密接な関係を有する法人が風俗営業許可を取り消されていた場合、風俗営業許可の欠格事由に該当するおそれがあります。（法第4条第1項第7号各号）

密接な関係を有する法人とは、下記のとおりです。

## I

当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者（規則第6条の3第1項）

※法第4条第1項第7号イ=いわゆる「親会社等」

- ① 当該許可を受けようとする者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
- ② 当該許可を受けようとする者（持分会社である場合に限る。）の資本金の2分の1を超える額を出資している者
- ③ 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関して、前①、②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者

## II

親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者（規則第6条の3第2項）

※法第4条第1項第7号ロ=いわゆる「兄弟会社等」

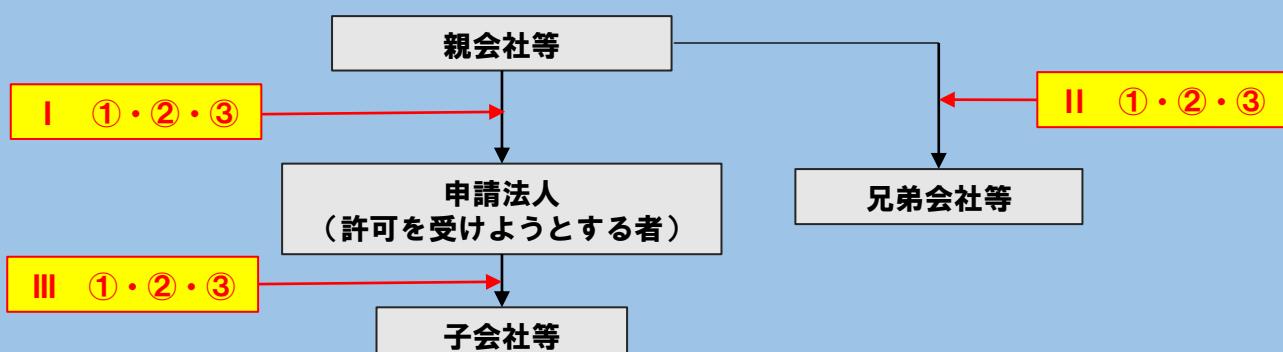
- ① 親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社
- ② 親会社等がその資本金の2分の1を超える額を出資している持分会社
- ③ 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前①、②に掲げる者と同等以上と認められる者

## III

当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者（規則第6条の3第3項）

※法第4条第1項第7号ハ=いわゆる「子会社等」

- ① 当該許可を受けようとする者がその議決権の過半数を所有している株式会社
- ② 当該許可を受けようとする者がその資本金の2分の1を超える額を出資している持分会社
- ③ 出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該許可を受けようとする者の支配的な影響力が前①、②に掲げる者と同等以上と認められる者



※「法」=風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

※「規則」=風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則  
(昭和60年国家公安委員会規則第1号)